



宮 監 公 表 第 8 号
平 成 29 年 2 月 20 日

宮 崎 市 監 査 委 員 山 田 義 郎
宮 崎 市 監 査 委 員 神 戸 洋 一 郎
宮 崎 市 監 査 委 員 福 井 高 太
宮 崎 市 監 査 委 員 日 高 貞 次



定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象

宮崎市大字折生迫財産区の平成27年度及び平成28年4月1日から10月31日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

青島地域センター及び監査室

3 監査の実施期間

平成29年1月23日から平成29年2月17日まで

4 監査の方法

宮崎市大字折生迫財産区の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

(1) おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、次のとおり改善を要する事項(指摘事項)があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

- ① 行政財産目的外使用許可(同一の事業者について平成27年度及び平成28年度各1件)に係る使用料徴収について、納期限までに納付しない者があるときは分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例に基づき納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならないにもかかわらず、督促状を発していなかった。
- ② 普通財産の貸し付け(2名の個人について平成27年度及び平成28年度各1件)に係る土地賃貸借契約による貸付料について、履行期限までに納付しない者があるときは債権管理条例に基づき期限を指定して督促しなければならないにもかかわらず、督促状を発していなかった。また、同土地賃貸借契約書において「賃借人は、納期限までに土地貸付料を支払わないときは延滞金を支払わなければならない」旨規定されているにもかかわらず、平成27年度(2件)の延滞金を徴収していなかった。
- ③ 平成27年度及び平成28年度の業務委託について、執行伺書や契約締結伺・支出負担行為書の起案及び決裁がないまま業者に業務遂行を依頼し、これらの書類を遡及して起票し起案・決裁したように取り繕っているものが多数あった(平成27年度6件、平成28年度2件)。